

---

---

## 9 界壁の取扱いについて

---

---

平成16年春期部会

### 令第114条第2項の防火上主要な間仕切壁(界壁)の取扱いについて

木造の学校・福祉施設等で防火上主要な間仕切壁は、原則大壁造とする。ただし、平成12年建設省告示第1358号第2項第二号ロ、八及び昭和62年建設省告示第1901号による燃えしろ設計により安全が確認できた場合においてはこの限りではない。